

### 第3章 分限・懲戒

島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和46年4月30日条例第6号

改正 平成元年9月7日条例第2号 令和2年1月10日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行なわせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつてもその事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 第1項の休職者が復職後1年以内に更に同一疾病による休職の事由が生じた場合には、前後の休職期間は通算する。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中別に定めるものを除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、禁こ以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日にその職を失うものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年9月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年1月10日条例第1号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

2 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3年をこえない範囲内」を「3年を超えない範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。